

あんしん 10 万円（極度型ローン・10 万円型）規定

本規定は、GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）の「あんしん 10 万円（極度型ローン・10 万円型）」（以下「本商品」といいます）を利用する法人（以下「お客さま」といいます）が行う借入（以下「本借入」といいます）に適用されます。本規定に特段の定めがない事項については、当社の円普通預金規定および銀行取引規定など別途定める各取引規定が本借入に適用されます。

なお、本規定をはじめとする当社の各取引規定および各種説明書ならびにそれらの変更のお知らせは、当社の WEB サイトに提示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします（これらはいつでも当社の WEB サイト上で確認することができます）。

第 1 条（用語の定義）

本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 「本契約」とは、本規定に基づきお客さまと当社との間で成立する本商品の利用契約をいいます。
- ② 「本債務」とは、本規定に基づきお客さまが当社に対して負担する一切の債務をいいます。
- ③ 「約定利払い」とは、本規定第 8 条に基づく、本債務にかかる毎月の利息支払いをいい、当該支払いを行う日時を「約定利払日」といいます。
- ④ 「約定利息額」とは、第 9 条に基づき算出された、約定利払日に支払うべき利息をいいます。
- ⑤ 「返済用口座」とは、本規定第 8 条に定める方法などにより、お客さまが本債務を支払うための、当社のお客さま名義代表円普通預金口座をいいます。
- ⑥ 「銀行休業日」とは、日本において銀行が休日として定められた日をいいます。

第 2 条（あんしん 10 万円の利用条件）

1. お客さまは、当社に対して本商品の申し込みを行うために、下記の条件を満たしている必要があります。
 - ① 当社の法人口座（円普通預金口座）を保有する法人であること。
 - ② 営利法人であること（会社の種類が、株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社であること）。
 - ③ 日本国内に登記上の法人住所を有していること。
 - ④ 本契約締結時に法人代表者と取引責任者が同一であること。

- ⑤ 当社の他の商品・サービスにおいて、未収、延滞、またはその他利用制限等がなされていないこと。
 - ⑥ 法人口座（円普通預金口座）が本規定別紙に定めるサービスを通じた口座開設でないこと。
 - ⑦ 過去に本商品を利用され解約されていないこと。
 - ⑧ 本規定で定める内容に同意いただけること。
2. 本商品の資金使途は、事業性資金に限ります。
 3. 本商品の借入限度額（極度額）は、10万円とします。
 4. 本商品は、代表円普通預金口座開設時に通知されたユーザーIDでのみご利用いただけます。ビジネスID管理で追加されたユーザーID（ログインID）ではご利用いただけません。
 5. お客さまは、返済用口座の変更はできないものとします。

第3条（利用申込）

1. お客さまは、代表円普通預金口座の開設申込時または当社WEBサイトのログイン後画面より、本商品の利用申込をします。
2. お客さまは、当社WEBサイト上で掲載する「あんしん10万円（極度型ローン・10万円型）規定」、「あんしん10万円（極度型ローン・10万円型）商品概要説明書」を同意・承諾の上、本商品の利用申込をします。
3. 当社は、お客さまが本条第1項の本商品の利用申込を行った後、当社所定の審査を行います。その結果、本商品のご利用ができないと当社が判断した場合、当社は本商品の提供を行わないものとし、また、当社がお客さまに対しその旨を通知することを要しないものとします。本商品を利用できないことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切の責任を負いません。
4. お客さまは、本商品の利用申込を行う際に、届出事項の変更がある場合には、当該届出事項の変更手続きを完了した後に、利用申込を行うものとします。

第4条（契約の成立）

1. お客さまは、第3条の当社所定の手続きが完了し、当社より利用開始の通知を受領したときに、本商品の利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、本条第1項の利用契約の成立に際し、本規定に別途定めるものを除き、当社の他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引の継続等を条件としません。但し、当社のお客さま名義の代表円普通預金口座が開設・維持されていることを本商品の利用契約の成立条件とします。
3. 第6条に定める自動借入機能についても、本条第1項と同様の取扱いとします。

第5条（借入）

1. お客さまは、当社 WEB サイトのログイン後画面にて、借入限度額の範囲内で、借入操作を行います。借入金は代表円普通預金口座に入金されます。
2. 第6条に定める自動借入機能の利用を選択したお客さまは、当該内容にしたがって、自動借入がなされます。
3. 以下の時間帯は、自動借入を含む原則すべての借入ができません。
 - ① 当社所定のメンテナンス時
 - ② その他の当社所定の時間帯

第6条（自動借入機能の付帯）

1. お客さまは、第3条に定める利用申込と同時に、自動借入機能の付帯を申込みすることができます。
2. 利用申込の際に選択いただいた自動借入機能の付帯の有無は、あとから変更および申し込みをすることはできません。
3. 自動借入機能は、円普通預金口座（代表口座および追加口座）のデビットカード利用における資金不足時、口座振替における資金不足時、ならびに本債務の約定利払いにおける資金不足時に、当該資金不足分についてお客さまによる操作を要することなく、借入限度額の範囲内で借入がなされ、不足分に充当するものです。
4. 自動借入機能を付帯している場合においても、当該口座残高不足分を借入することで、本商品の借入限度額を超えるときは、自動借入はされません。自動借入ができないことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切の責任を負いません。
5. 第3条に定める当社所定の審査の結果、本商品の提供がなされない場合には、自動借入機能の提供もされません。
6. 本条第3項に定める自動借入機能の対象となった取引が解除、取消し、または無効となっても、当該対象となった取引に基づいて借入が発生している場合は、その借入の効力に影響を与えないものとし、元金および利息を第8条に従って返済するものとします。

第7条（借入の前提条件）

1. 当社は、次の各号に定める条件が借入実行時点において全て充足されることを条件に貸付が実行できるものとします。
 - ① 第3条乃至第6条に定める手続きが完了していること。
 - ② お客さまが入力した借入額、または自動借入による借入額が、借入限度額の範囲内であること。
 - ③ お客さま名義の円普通預金口座に対して、本商品利用を制限するような規制がされていないこと。

- ④ お客さまによる当社の他のサービスにおいて、未収や延滞等が発生していないこと。
 - ⑤ 当社において、貸付実行に関連するシステムに障害が発生していないこと。
 - ⑥ 第16条に定める表明保証事項がいずれも真実かつ正確であること。
 - ⑦ お客さまが、本規定の各条項に違反しておらず、また、本商品の契約成立以降において、かかる違反が生じるおそれのないこと。
 - ⑧ 当社がお客さまについて知り得た情報により、貸付の実行ができないと当社が判断する事象が発生していないこと。
2. 前項の条件の全部または一部が充足されないことを理由に、当社が貸付を実行しないこととした場合、当社はお客さまに対しその旨を通知することを要しないものとします。
 3. 本条第1項に定める借入の前提条件の不成立により、申込みがなされた貸付が実行されなかったとしても、当社は、借入の前提条件の不成立に関して当社の故意または重過失がある場合を除き、これによりお客さまが被った損失等についての補償、その他一切の責任を負担しないものとします。

第8条（返済）

1. 借入金元本の返済方法は、契約期限内でのお客さまの任意による随時返済とし、当社WEB サイト上で入力された金額をお客さまの代表円普通預金口座から引き落とします。
2. 利息の支払方法は、毎月の約定利払いとし、毎月25日（銀行休業日の場合は翌営業日）にお客さま名義の代表円普通預金口座から引き落とします。
3. お客さまは、約定利払日の18時までに返済用口座の残高を約定利息額以上にすることがあり、当該時刻以降に約定利息額が引き落としされます。
4. 以下の時間帯は、全額返済を含むすべての返済ができません。
 - ① 当社所定のメンテナンス時
 - ② その他の当社所定の時間帯
5. 以下の時間帯は、全額返済の操作ができません。
 - ① 毎日 0：00 ～ 6：00 頃
 - ② 約定利払日 終日 0：00 ～ 24：00
6. 本条第3項に定める時刻に必要な残高が確認できない場合、当社は返済用口座から引き落としができません。この場合、当該約定利払日に行うべき支払いが遅延したことになります。
7. お客さまは、約定利払いの遅延が発生した場合、ただちに、返済用口座の残高が延滞利息合計額以上になるようにご入金いただく必要があります。不足額をご入金いただくことで、延滞利息が自動的に引き落とされます。

8. 約定利払日が、返済用口座から当社以外の債権者に対する支払い、または当社に対する他の金融商品に係る支払いが行われるべき日と同日である場合、当該日において返済用口座の残高をもって行う支払いまたは返済の順序については当社が決定するものとします。お客さまは、当社に対し、上記支払いまたは返済の順序について決定する権限を付与することに同意するものとします。
9. 当社は、お客さまの本条第 6 項の遅延が発生した場合、返済用口座の出金および他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引を制限もしくは停止することがあります。
10. お客さまの返済用口座が利用制限されている等の理由により、入金および出金ができず返済ができない場合は、別途当社が指定する口座に振込する方法により返済いただきます。本債務の返済に係る振込手数料はお客さまの負担となります。

第 9 条（利息、遅延損害金）

1. 利息は、日々の借入元金残高に対して所定の借入利率（年率）を乗じた金額（1 年を 365 日とし、日割りで計算する）の合計額とし、1 円未満を切り捨てます。
2. 前項の利息は、毎月 1 日から月末日までの合計額を、翌月の約定利払日に後払いするものとします。
3. お客さまは、契約期限を超えて元金の返済を遅延している場合、ならびに、期限の利益を喪失した場合、以降借入元金残高に対して本条第 4 項に定める遅延損害金を支払うものとします。
4. 遅延損害金の割合は年 14.0%とし、当該遅延損害金は、返済を遅延した借入元金残高に対して遅延損害金の割合（年率）を乗じた金額（1 年を 365 日とし、日割りで計算する）で 1 円未満を切り捨てます。

第 10 条（契約期限の更新）

1. 初回契約期限は、契約開始日から 1 年後の応当日の前月末日となります。以降、1 年毎に当社所定の更新手続きを行い、更新後の契約期限は前回契約期限の翌年同月の月末日とします。
2. 契約期限の更新にあたり、当社からお客さまに、事前に届出事項および事業内容申告の確認、更新を依頼します。この依頼に対して、お客さまは当社の定める期日までに対応するものとします。
3. 他の商品・サービスも含めて未収、延滞またはその他利用制限等が継続している場合や、届出事項および事業内容申告の確認、更新が当社の定める期日までに十分になされていないと当社が判断した場合、契約期限を更新しないものとします。
4. お客さまが申告した事業内容によっては、契約期限が更新されないことがあります。
5. 契約期限が更新されない場合、現行の契約期限が本債務の返済期限となります（以下

「契約期間満了日」といいます)。契約期間満了日当日までに、お客さまにより当社 WEB サイトで全額返済のお手続きをいただき、契約期間満了日において本債務が完済されている必要があります。

6. 当社が必要と判断した場合には、現行の契約期間中であっても新規利用の停止や、契約を終了させていただく場合があります。
7. 契約期間満了日の翌日以降、お客さまは、本商品に基づく借入れをすることはできません。
8. 契約期限の更新をしないことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 11 条 (期限の利益の喪失)

1. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知催告等がなくとも、お客さまは当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を返済するものとします。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む）を受けたとき。
 - ③ お客さまの預金その他の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④ 公租公課の差押または滞納処分を受けたとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったことを知ったとき。
 - ⑥ 事業を停止、または廃業したとき。
 - ⑦ 解散、または清算したとき。
 - ⑧ 代表者死亡等により、事業が継続されないと当社が判断したとき。
 - ⑨ 本商品以外の当社との取引にかかる債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
2. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、お客さまは当社に対する一切の債務について、期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を返済するものとします。
 - ① 当社に対する債務の一部または全部の履行が 3 か月を超えて遅滞したとき。
 - ② お客さまが当社との本規定またはその他の規定（その他の商品・サービスに関するものも含む）に違反したとき。
 - ③ お客さまが当社に対して表明保証を行った事項について、虚偽または不正確であることが判明したとき。
 - ④ 当社による所定の手続きを行った結果、お客さまとの取引継続が適当と認められな

かったとき。

- ⑤ 前各号のほか、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条（公正証書）

お客さまは、合理的な理由に基づく当社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、直ちに本契約に基づく債務についてその承認および強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続きを行うものとします。

第13条（相殺）

1. 当社は、お客さまが本商品における債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの預金その他当社に対する債権等を、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は、所定の手続きを省略し、お客さまの預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充てたうえで、事後的にお客さまに通知を送付することもできるものとします。
2. 前項により、当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、預金等の債権の利率については、各債権の取引に係る規定等の定めによるものとします。
3. 当社が相殺を行う場合、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、当社は適当と認める順序方法により充当することができるものとします。当社は、かかる充当をした場合、これを書面または電磁的方法をもってお客さまに通知するものとし、お客さまはその充当に対して異議を述べることができないものとします。
4. 第1項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。
5. お客さまは、当社に預金保険事故が発生した場合を除き、本債務をお客さまの当社に対する債権と相殺することはできないものとします。

第14条（借入内容の変更等）

1. お客さまは、本商品の契約期間中は、本商品の借入内容および条件等の変更はできないものとします。
2. 前項にかかわらず、お客さまのやむをえない事情がある場合、当社の承諾を得た場合にのみ、借入内容および条件等を変更することができるものとします。この場合、当社はお客さまに対して手続きの方法等の必要な事項を通知し、お客さまはそれに従うものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、お客さまが、各契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなっ

た時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。なお、本項において各契約締結日とは、お客さまと当社との間で現在既に締結され、また将来締結されることがあるすべての各契約の締結日（本規定の契約締結日を含む）をいいます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. お客さまが、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、お客さまは、当社からの請求によって、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
4. お客さまは、前項の規定の適用により、お客さまに損害、損失及び費用等が発生した場合でも、当社に何らの請求もしません。また、当社に損害、損失及び費用等が発生した場合には、お客さまがその責任を負います。
5. 本条第3項または本条第4項の規定により返済しなければならないすべての債務の履行が完了したときは、本契約は、第17条の規定にかかわらず、その完了の時点で将来に向かって失効するものとします。

第16条（表明保証および誓約）

1. お客様は、当社に対し、本契約締結日時点および借入時点において、次の各号に定める全ての事項が真実かつ正確であることを表明および保証します。
 - ① お客様は、日本法に基づいて適法に設立され、かつ現在有効に存続する法人であること。
 - ② 本契約の締結および履行は、お客様に適用される法令等、定款、社内規則に反するものではないこと。
 - ③ お客様は、本契約および履行について法令等、定款、社内規則において必要とされる全ての手続きを完了していること。
 - ④ お客様が当社に提出した書類およびその他の情報は、真実かつ正確であること。
 - ⑤ お客様に、第11条に定める事由に及ぶこととなる事態が発生していないこと。
 - ⑥ お客様の財務状態または経営に対して悪影響を及ぼすおそれのある訴訟その他の紛争が発生していないこと。
 - ⑦ お客様が、支払期限の到来しているお客様の一切の債務（公租公課および当社以外の者に対する債務を含む）を全て支払済みであり、遅滞している債務はないこと。
 - ⑧ 本商品の申込みを行う者は、本契約の締結について、お客様から適法に締結権限を与えられた者であること
2. お客様は、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失および費用の一切を当社に対して補償するものとし、

第17条（本契約等の解除）

本規定第11条第1項または同条第2項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客様への通知・催告等なしに本契約を解除できるものとし、

- ① お客様が代表円普通預金口座を解約するとき。
- ② お客様が本規定の条項のいずれかに違反したとき。
- ③ 第16条第1項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明したとき。
- ④ お客様が第15条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第15条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第16条第1項の規定に基づく表明保証および誓約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑤ 前各号のほか、お客様の取引内容に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。

第18条（債権譲渡）

1. お客さまは、当社が将来本契約に基づく債権に関し、他の金融機関等の第三者に当社への債務の支払いに関する業務を委託することをあらかじめ承諾します。
2. お客さまは、当社が将来本契約に基づく債権の全部または一部を他の金融機関等の第三者に譲渡、承継、信託することをあらかじめ承諾します。また、お客さまは、本契約に基づく借入を行うことをもって、当社に対して生じる一切の抗弁権を当該第三者に対して主張することを放棄します。なお、お客さまは、債権譲渡後においても、本規定の各条項が引き続き適用されることを確認します。
3. 前項により債権が譲渡された場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます）から、お客さまの譲受人への債務の支払いに関する業務を受託することができます。この場合、お客さまは、当社に対して従来どおり本規定、商品概要説明書等に定める方法によって本債務を支払い、当社はこれを譲受人に引き渡します。

第19条（危険負担・免責条項等）

当社が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワード等を当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負わないものとします。

第20条（費用負担）

本契約の履行に関連して、次の各号に掲げる費用が生じた場合、当該費用についてはお客さまが負担するものとします。

- ① 本債務の返済に係る振込手数料等。
- ② お客さままたは保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- ③ 上記に定める費用のほか、この契約による債務に関しお客さまの負担すべき一切の費用（租税公課、公正証書の作成費用、立替費用等を含む）およびそれらの振込手数料等。

第21条（届出事項の変更）

1. お客さまは、商号、代表者・取引責任者・実質的支配者の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、事業内容、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに書面または当社が指定する方法により当社に届け出るものとします。
2. お客さまが前項の届け出を怠り、あるいはお客さまが当社からの通知または書類等を受領しないなど、お客さまの責めに帰すべき事由により、当社が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したも

のとします。

第22条（準拠法、合意管轄等）

1. 本規定および本規定に基づくお客さまと当社との間の諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
3. 本規定の条項の一部が違法、無効または執行不能となった場合においても、その他の条項の適法性、有効性および執行可能性はいかなる意味においても損なわれず、また影響を受けないものとします。

第23条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化、その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第24条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、円普通預金口座規定や銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

GMO あおぞらネット銀行における申込者の情報の取り扱い

GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）は、申込者（事前審査申込者、契約成立後の契約者を含みます、以下同じ）に関する情報のうち、個人の場合は個人情報、法人の場合は法人に関する情報（以下「申込者の情報」といいます）を、当社プライバシーポリシーに準じ、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、信用情報機関より提供を受けた申込者の情報は限定されている目的以外では利用いたしません。また、当社では、利用目的について、申込者にとって明確になるよう具体的に定めるほか、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。なお、当社からのダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで申込者の情報を利用することについて、これの中止をご希望の申込者は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

1. 当社における申込者の情報を利用する業務内容

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務等およびこれらに付随する業務。
- ② 信託業務、社債業務、クレジットカード業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務。
- ③ 前号の他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）。

2. 当社における申込者の情報を利用する目的

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため。
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため。
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため。
- ⑥ 与信取引に際して申込者の情報を加盟する個人情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- ⑨ 市場調査、およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ⑩ ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- ⑪ 株式会社あおぞら銀行、その子会社および関連会社ならびに提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ⑫ GMO インターネット株式会社、その子会社および関連会社ならびに提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ⑬ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ⑭ 他社の商品・サービス等を広告または紹介するため。
- ⑮ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- ⑯ 前各号の他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

あんしん 10 万円（極度型ローン・10 万円型）規定別紙

本規定別紙は、GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「あんしん 10 万円（極度型ローン・10 万円型）」（以下「本商品」といいます）の利用申込として、本商品規定第 2 条第 1 項⑥に該当するサービスを下記のとおり定めます。下記サービスを通じた本商品における口座開設申込はできません。

- (1) CaelCard®（カエルカード）サービス。

以上